



佐賀県公報

平成17年
10月6日
(木曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

- ◎佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 (六三・情報・業務改革課) 二
- ◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 (六四・財 務 課) 四
- ◎佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例 (六五・教 育 委 員 会) 九
- ◎佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例 (六六・くらしの安全安心課) 一〇
- ◎佐賀県国民健康保険調整交付金条例 (六七・国民健康保険課) 一〇

公布された条例のあらまし

○佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(条例第六三号)

1 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図ること等を目的とすることとした。

(第一条関係)

2 電磁的記録による保存等(第三条～第六条関係)

- (1) 民間事業者等は、保存等のうち他の条例等により書面により行わなければならないとされているものについては、規則で定めるところにより、書面の保存等に代えて電磁的記録の保存等を行うことができることとした。
- (2) (1)により行われた保存等については、書面により行わなければならない

とした保存等に関する条例等に規定する書面により行われたものとみなし、当該保存等に関する条例等を適用することとした。

(3) (1)の場合のうち電磁的記録の作成において、民間事業者等は、他の条例等により署名等をしなければならないとされているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。

3 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

4 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用に関し必要な事項を定めるため、特定非営利活動促進法施行条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

1 警備業法の改正等に伴い、警備員指導教育責任者講習の実施等に係る手数料の額を改定するとともに、警備員の指導及び教育に関する講習の実施等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(別表第一関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成一七年二月二日から施行することとした。ただし、2については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

○佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

1 佐賀県立唐津東中学校を新たに設置することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。

○佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例(条例第六六号)

1 高速道路株式会社法等が公布されたことに伴い、佐賀県交通安全対策会議の特別委員について所要の改正を行うこととした。(第四条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県国民健康保険調整交付金条例 (条例第六七号)

- 1 この条例は、国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定に基づき、佐賀県国民健康保険調整交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）
- 2 交付金の総額は、国民健康保険法第七十二条第二項第一号に規定する額の一〇〇分の七に相当する額とすることとした。（第二条関係）
- 3 交付金は一種交付金及び二種交付金とともに、それぞれの交付金の額について定めることとした。（第三条及び第四条関係）
- 4 知事は、交付金の交付を受けた市町村が、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は交付の目的以外に使用したときは、当該市町村に対する交付金の全部又は一部の返還を求めることができることとした。（第五条関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行し、平成一七年度分の交付金から適用することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十七年十月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第六十三号

佐賀県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。
- 二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- 三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- 六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- 七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。